

東浦町住民基本台帳の一部の写しの閲覧に係る事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第11条及び第11条の2に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関し、必要な事項を定めることにより、住民基本台帳制度の適正な運用を図ることを目的とする。

(閲覧台帳)

第2条 町長は、住民基本台帳の一部の写しを住所順に作成したもの（以下「閲覧台帳」という。）を閲覧に供するものとする。

2 閲覧台帳は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力及びストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第7条第1項に規定するストーカー行為等の被害者で支援措置を講じている者の氏名等は含まないものとする。ただし、法第11条第1項に基づく請求の場合は、請求内容により閲覧台帳に含むものとする。

3 閲覧台帳は、3月、6月、9月、12月の各月の末日の記録により更新を行うものとする。

4 町長は、前項の更新を行ったときは、更新前の閲覧台帳を速やかに焼却処分するものとする。

(閲覧できる日時等)

第3条 閲覧台帳を閲覧できる日時は、東浦町の休日を定める条例（平成元年条例第31号）第1条に定める休日を除く、毎週火曜日から金曜日までの午前9時から正午まで、午後1時から午後4時30分までとする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。

2 閲覧台帳を閲覧できる場所は、本庁住民課の事務室内の指定する場所とする。

3 閲覧台帳を閲覧できる者は、1名とする。

(法第11条第1項の規定に基づく請求の手続)

第4条 国又は地方公共団体の機関が閲覧台帳の閲覧を請求するときは、閲覧請求書（様式1）を提出しなければならない。

2 前項の請求のうち、犯罪捜査に関するものその他特別な事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるときは、閲覧請求書（様式2）を提出しなければならない。

(法第11条の2第1項第1号の規定に基づく申出の手続)

第5条 統計調査、世論調査、学術研究等により閲覧台帳の閲覧を申出する法人又は法人でない団体は、住民基本台帳閲覧申出書（様式3）に次の書類を添えて申出なければならない。

(1) 閲覧により知り得た情報の適正管理に関する誓約書（様式4）

(2) 申出者が法人の場合は法人登記、法人でない団体の場合は代表者による団体の概要の証明書

- (3) 個人情報の保護に対する取組みの分かる資料
- (4) 閲覧事項の利用目的に係る調査、案内等内容の分かる資料
- (5) 調査結果の報道又は公表した実績のわかる資料
- (6) 閲覧を委託する場合は、委託関係を明らかにする書類
- (7) その他町長が必要と認める書類

(法第 11 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく申出の手続)

第 6 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 157 条の規定に基づく、町長が指揮監督することができる公共的団体が地域住民の福祉の向上に寄与する活動のために閲覧を申出する場合は、住民基本台帳閲覧申出書（様式 1）に次の書類を添えて申出しなければならない。

- (1) 閲覧により知り得た情報の適正管理に関する誓約書（様式 4）
- (2) 申出者が法人の場合は法人登記
- (3) 閲覧事項の利用目的に係る活動内容の分かる資料
- (4) その他町長が必要と認める書類

(法第 11 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づく申出の手続)

第 7 条 次の各号のいずれかの事由により閲覧を申出する者は、住民基本台帳閲覧申出書兼誓約書（様式 5）を提出しなければならない。

- (1) 訴訟の提起する際に、相手方の居住関係を確認する必要がある場合
- (2) その他、特別の事情により居住関係の確認する必要がある、かつ他に手段がないと町長が認める場合

2 前項第 1 号の定めにより申出する者は、事由の確認するため次の書類を併せて提示しなくてはならない。

- (1) 申出者が弁護士である場合は、弁護士の身分証明書又は記章
- (2) 申出者が弁護士以外の場合は、裁判所に提出を予定している相手方の住所又は氏名以外の全ての事項が記載された訴状等
(事前審査)

第 8 条 第 4 条から前条の規定に基づき閲覧を申出する者は、閲覧を希望する日の 5 日前までに町長に申請書等の書類の提出をしなければならない。ただし、町長が、やむをえないと認める場合はこの限りではない。

2 町長は、前項に定める申請書等の書類が提出された場合は、審査をし適当と認めたときは、閲覧の許可をするものとする。

(閲覧者の本人確認)

第 9 条 町長は、次の方法により閲覧者の本人確認を行うものとする。

- (1) 第 4 条に基づく請求の閲覧者については、国又は地方公共団体の職員たる身分を示す証明書。ただし、職員たる身分を示す証明書に本人の顔写真が貼り付けられていない場合は、別表第 1 に掲げるいずれかの証明書と併せて確認する。
- (2) 第 5 条から第 7 条に基づく申出の閲覧者については、別表第 1 に掲げるいずれかの証明書。

2 町長は、前項第2号に掲げる証明書等を取得していない閲覧者については、当該閲覧者に対し閲覧照会書（様式6）により照会し、閲覧回答書と併せて、別表第2に掲げる町長が適当と認めるいずれかの書類の提示により、本人確認を行うものとする。

3 町長は、前2項に基づき提示された書類について、複写機による写しを作成し、保管するものとする。

（閲覧方法）

第10条 町長は、閲覧者に対して名札を貸与し、閲覧者はこれを閲覧の際に着用するものとする。

2 閲覧者は、閲覧記入用紙（様式7）に閲覧した事項を記入するものとする。

3 閲覧者は、閲覧台帳の閲覧をするにあたり、次に掲げる機器を用いてはならない。

（1）パーソナルコンピュータ、ワードプロセッサ、電子複写機その他の電子機器

（2）写真機及びこれに類するものとして町長が不適当と認めるもの

（3）携帯電話及び音声記録装置等町長が不適当と認めるもの

4 閲覧者は、偽りその他不正の手段を用いてはならない。

5 閲覧者は、職員の指示に従い閲覧しなければならない。

6 閲覧者は、閲覧台帳に記載された事項を書き写した場合には、閲覧後速やかにすべての閲覧記入用紙を町長に提示しなければならない。

7 町長は、前項に定めにより閲覧者より提示された記入用紙の写しを保管するものとする。

（是正措置）

第11条 町長は、申出者等に次の各号のいずれかに該当する事実がある場合には、速やかに裁判所に通知するものとする。

（1）偽りその他不正の手段により閲覧した者及びさせた者

（2）閲覧事項を利用の目的以外に利用した者

（3）閲覧事項を閲覧関係者以外に提供した者

（4）法第11条の2第9項又は第10項の規定による命令に違反した者

（5）法第11条の2第11項の規定による報告をしない者又は虚偽の報告をした者

（行政手続条例の適用除外）

第12条 この要領に基づく町長が行う処分については、東浦町行政手続条例の規定を適用しない。

（公表）

第13条 町長は、法第11条第3項及び第11条の2第12項の規定に基づく公表について、毎年6月末までに前年度の閲覧状況を、東浦町広報及びホームページに掲載するものとする。

附 則

1 この要領は、平成18年11月1日から施行する。

2 この要領の施行日前に受理した請求及び申出であって、施行日後に閲覧した場合

には、この要領に基づくものとする。

3 第13条に基づく公表は、この要領の施行日以降の閲覧について適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月8日から施行する。

別表第1（第9条関係）

- ・ 個人番号カード
- ・ 住民基本台帳カード
- ・ 旅券
- ・ 運転免許証
- ・ 海技免状
- ・ 電気工事士免状
- ・ 無線従事者免許証
- ・ 動力車操縦者運転免許証
- ・ 運航管理者技能検定合格証明書
- ・ 猟銃、空気銃所持許可証
- ・ 特殊電気工事資格者認定証
- ・ 認定電気工事従事者認定証
- ・ 耐空検査員の証
- ・ 航空従事者技能証明書
- ・ 宅地建物取引主任者証
- ・ 船員手帳
- ・ 戦傷病者手帳
- ・ 教習資格認定証
- ・ 検定合格証
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 官公署（独立行政法人及び特殊法人を含む。）がその職員に対して発行した身分証明書

別表第2（第9条関係）

- ・ 別表第1の書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類
- ・ 健康保険の被保険者証
- ・ 各種年金証書
- ・ 介護保険証
- ・ 地方公共団体が交付する療育手帳
- ・ 敬老手帳
- ・ 社員証
- ・ 学生証
- ・ 生活保護受給者証

様式 1 (第 4 条関係)

法第 1 1 条第 1 項に基づく請求の場合 (ただし、「犯罪捜査等のための請求」の場合を除く。)

第 号
年 月 日

愛知県知多郡東浦町長

印

住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求について

住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 11 条の規定に基づき、下記のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求します。

請 求 機 関 の 名 称				
閱 覧 者	職名		氏名	
事 務 責 任 者	職名		氏名	
請 求 事 由				
請求に係る住民の範囲				

様式 2 (第 4 条関係)

法第 11 条第 1 項に基づく請求のうち、犯罪捜査に関するものその他特別の事情により
請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難なものの場合

第 年 月 日 号

愛知県知多郡東浦町長

印

住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求について

住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号、)第 11 条の規定に基づき、下記のとおり住
民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求します。

請 求 機 関 の 名 称				
閱 覧 者	職 名		氏 名	
事 務 責 任 者	職 名		氏 名	
請 求 を 必 要 と す る 事 務 の 内 容				
根 拠 法 令				
請 求 事 由 を 明 ら か に す る こ と が 困 難 な 理 由				
請 求 に 係 る 住 民 の 範 囲				

様式3（第5条、第6条関係）

住民基本台帳閲覧申出書

愛知県知多郡東浦町長 様

年 月 日

申 出 者	氏 名 (法人名及び代表者名)		印		
	住 所 (所在地)				
(※共同申出者がいる場合)	氏 名 (法人名及び代表者名)		印		
	住 所 (所在地)				
閲覧事項の利用目的					
申出に係る住民の範囲	抽出条件				
	☐ 氏名 ☐ 生年月日 ☐ 性別 ☐ 住所				
閲 覧 者	氏 名				
	住 所				
閲覧事項取扱者の範囲 (※法人等の場合)	※部署名又は個人名				
	活動責任者	住所(又は役職名) 氏名			
閲覧事項の管理方法					
※保管方法、廃棄方法、廃棄時期					
用 す る 場 合 (※調査研究に利)	成果の取扱い	公表する・公表しない	※公表時期、方法又は公表しない理由		
	実 施 体 制	※従事する者の所属する部署及び人数			
(※委託者がいる場合)	氏 名 (法人名及び代表者名)				
	住 所 (所在地)				
閲覧希望日時	年 月 日 (曜日)		☐ 午前9時から午後零時まで ☐ 午後1時から午後4時半まで		

※申出者の印については、申出者が法人の場合のみ押印してください。

様式4（第5条、第6条関係）

閲覧により知り得た情報の適正管理に関する誓約書

- 1 閲覧により知り得た情報は、閲覧対象者のプライバシーの侵害や差別行為につながるような「不当な目的」には一切使用いたしません。
- 2 閲覧により知り得た情報は、適正に管理するとともに「閲覧事項の利用の目的以外の目的」には一切使用いたしません。
- 3 閲覧により知り得た情報を、他人に譲渡又は販売するような行為はいたしません。
- 4 閲覧により知り得た情報の利用方法について、東浦町の調査があった場合は積極的に応じます。
- 5 個人情報の保護に関する法令等を十分に理解し、遵守いたします。
- 6 閲覧により知り得た情報を利用する必要がなくなった場合は、当該個人情報の漏えいの防止に万全を期し速やかに廃棄します。

年 月 日

知多郡東浦町長

申出者 (使う人)	所在地/住所	
	法人名又は団体名	電話
	代表者の職・氏名	

受託者 (※共同申出者 含む)	所在地/住所	申出者との関係
	法人名又は団体名	電話
	代表者の職・氏名	

閲覧者 (来庁者)	住所	申出者又は受託者との関係
	氏名	電話

※次に該当する者は、30万円以下の過料に処せられます。（住民基本台帳法第51条）

- ①偽りその他不正の手段により閲覧した者及びさせた者
- ②閲覧事項の利用の目的以外の目的に利用した者
- ③閲覧事項を閲覧関係者以外に提供した者

様式 5（第 7 条関係）

住民基本台帳閲覧申出書兼誓約書

年 月 日

知多郡東浦町長

申出者 (使う人)	所在地/住所	
	法人名又は団体名	電話
	代表者の職・氏名 (印)	
閲覧者 (来庁者)	住所	申出者との関係
	氏名	電話

※申出者の印については、申出者が法人の場合のみ押印してください。

住民基本台帳の写しの一部の閲覧を申出します。また、閲覧により知り得た情報の適正管理について、次のとおり誓約します。

- 1 閲覧により知り得た情報は、閲覧対象者のプライバシーの侵害や差別行為につながるような「不当な目的」には一切使用いたしません。
- 2 閲覧により知り得た情報は、適正に管理するとともに「閲覧事項の利用の目的以外の目的」には一切使用いたしません。
- 3 閲覧により知り得た情報を、他人に譲渡又は販売するような行為はいたしません。
- 4 閲覧により知り得た情報の利用方法について、東浦町の調査があった場合は積極的に応じます。
- 5 個人情報の保護に関する法令等を十分に理解し、遵守いたします。
- 6 閲覧により知り得た情報を利用する必要がなくなった場合は、当該個人情報の漏えいの防止に万全を期し、下記のとおり速やかに廃棄します。

記

閲覧事項の利用の目的		申出に係る住民の範囲	
閲覧事項	☐ 氏名	☐ 生年月日	☐ 性別 ☐ 住所
閲覧事項取扱者			
閲覧事項の 管理方法	保管方法：		
	廃棄方法：		
	廃棄時期：		
閲覧希望日時	年 月 日 (曜日)	☐ 午前 9 時から午後零時まで ☐ 午後 1 時から午後 4 時半まで	

※原則、申出書及び添付資料の提出は、閲覧希望日の 5 日前までに提出してください。

※次に該当する者は、30 万円以下の過料に処せられます。（住民基本台帳法第 51 条）

- ①偽りその他不正の手段により閲覧した者及びさせた者
- ②閲覧事項の利用の目的以外の目的に利用した者
- ③閲覧事項を閲覧関係者以外に提供した者

様式6（第9条関係）

年 月 日

〒

様

愛知県知多郡東浦町長

住民基本台帳閲覧申出に係る閲覧者に関する照会書

年 月 日にあなたを閲覧者として指定した住民基本台帳閲覧申出を受け付けました。

上記申出に基づいて閲覧を行う際には、下記の回答書に署名し、なつ印のうえ、次のいずれかの氏名、住所等が確認できる書類と併せてあなたご自身が持参してください。

- | | |
|--------------------|---------|
| 1. 健康保険の被保険者証 | 5. 敬老手帳 |
| 2. 各種年金証書 | 6. 社員証 |
| 3. 介護保険証 | 7. 学生証 |
| 4. 地方公共団体が交付する療育手帳 | |

（ご注意）

- (1) 回答書は必ず持参してください。
- (2) この照会書について、身に覚えがない場合は、東浦町役場住民課にご連絡ください。

0562-83-3111

年 月 日

回 答 書

愛知県知多郡東浦町長 様

年 月 日に行われた住民基本台帳閲覧申出に係る閲覧者は、私であることに相違ありません

住所

氏名

様式 7 （第 10 条関係）

閱 覧 記 入 用 紙

No.

番号	氏 名	性別	生年月日	住 所	備 考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					